

令和7年度答申第84号
令和8年2月19日

諮問番号 令和7年度諮問第140号（令和8年1月23日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 職業訓練受講給付金不支給決定に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号。以下「求職者支援法」という。）7条1項の規定に基づく職業訓練受講給付金（以下「給付金」という。）の支給について2件の申請をしたのに対し、A公共職業安定所長（以下「処分庁」という。）がそれぞれ不支給とする決定をしたことから、審査請求人がこれらを不服として審査請求をした事案である。

2 関係する法令の定め

（1）求職者支援法7条1項は、公共職業安定所長が指示した認定職業訓練及び公共職業訓練等（以下「認定職業訓練等」という。）を同法2条で定める特定求職者が受けることを容易にするため、国が当該特定求職者に対し、給付金を支給することができる旨規定し、同法7条2項は、給付金の

支給に関し必要な基準は、厚生労働省令で定める旨規定する。

- (2) これを受けて、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省令第93号。以下「求職者支援規則」という。）10条は、求職者支援法7条1項に規定する給付金は、職業訓練受講手当、通所手当及び寄宿手当とすると規定する。
- (3) 求職者支援規則11条1項は、職業訓練受講手当は、公共職業安定所長が指示した認定職業訓練等を受ける特定求職者が、給付金支給単位期間（原則、訓練開始日を起算日として1か月ごとに区切った個々の期間）において同項各号のいずれにも該当するときに、当該給付金支給単位期間について支給する旨規定し、同項5号は、実施日が特定されていない科目を含まない認定職業訓練等にあつては、当該認定職業訓練等の全ての実施日に当該認定職業訓練等を受講していること（ただし、やむを得ない理由により受講しなかった当該認定職業訓練等の実施日がある場合にあつては、当該認定職業訓練等を受講した日数に一部のみを受講した日数（1実施日における訓練の部分の2分の1以上に相当する部分を受講した日に限る。）に2分の1を乗じて得た日数を加えた日数（1日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数）の当該認定職業訓練等の実施日数に占める割合が100分の80以上であること）を掲げている。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 特定求職者である審査請求人は、令和7年4月3日、公共職業訓練を開始した。当該訓練は、「B科」（以下「本件訓練」という。）であり、訓練期間は、同日から同年9月30日までであった。

（就職支援計画書、受講申込・事前審査書）

- (2) 審査請求人は、本件訓練を以下のとおり欠席した。

ア 令和7年5月9日

A公共職業安定所（以下「本件安定所」という。）の指定来所日を理由として、4時限目及び5時限目を欠席した。

イ 同月13日から同月16日まで

体調不良を理由として各日1日欠席した。

ウ 同月19日

体調不良を理由として1時限目から3時限目までを欠席した。

エ 同月20日

体調不良を理由として1時限目を欠席した。

(職業訓練受講給付金支給申請書(令和7年6月6日付け)、遅刻・早退・欠課届(令和7年5月19日付け5通)、遅刻・早退・欠課届(令和7年5月26日付け))

(3) 審査請求人は、令和7年6月6日付けで、処分庁に対し、本件訓練に係る支給申請の対象となる訓練期間を同年5月3日から同年6月2日まで(以下「本件支給単位期間1」という。)として給付金の支給申請(以下「本件申請1」という。)をした。

(職業訓練受講給付金支給申請書(令和7年6月6日付け))

(4) 処分庁は、令和7年6月10日付けで、本件申請1に対し、「やむを得ない理由以外で求職者支援訓練等を欠席し、全ての実施日に出席していなかったため」及び「8割未満の出席率」との理由を付して、不支給決定(以下「本件不支給決定1」という。)をした。

(職業訓練受講給付金不支給決定通知書(令和7年6月10日付け))

(5) 審査請求人は、本件訓練を以下のとおり遅刻及び欠席した。

ア 令和7年7月11日

忘れ物を取りに自宅に戻ったことを理由として、1時限目を遅刻した。

イ 同月16日から同月18日まで

体調不良を理由として各日1日欠席した。

ウ 同月28日

寝坊したことを理由として1時限目を遅刻した。

(職業訓練受講給付金支給申請書(令和7年8月4日付け)、相談記録(令和7年8月4日付け)、遅刻・早退・欠課届(令和7年7月23日付け3通))

(6) 審査請求人は、令和7年8月4日付けで、処分庁に対し、本件訓練に係る支給申請の対象となる訓練期間を同年7月3日から同年8月2日まで(以下「本件支給単位期間2」といい、本件支給単位期間1と併せて「本件各支給単位期間」という。)として給付金の支給申請(以下「本件申請2」という。)をした。

(職業訓練受講給付金支給申請書(令和7年8月4日付け))

(7) 処分庁は、令和7年8月5日付けで、本件申請2に対し、「やむを得ない理由以外で求職者支援訓練等を欠席し、全ての実施日に出席していなかったため」との理由を付して、不支給決定(以下「本件不支給決定2」と

いい、本件不支給決定1と併せて「本件各不支給決定」という。)をした。

(職業訓練受講給付金不支給決定通知書(令和7年8月5日付け))

(8) 審査請求人は、令和7年8月29日、審査庁に対し、本件各不支給決定を不服として、本件審査請求をした。

(審査請求書)

(9) 審査庁は、令和8年1月23日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

4 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が、本件訓練を遅刻、欠席したのは、自宅への嫌がらせが強度と頻度を変えながら連日継続して続き、睡眠が妨害される等の負荷を受けたからである。したがって、本件各不支給決定の取消しを求める。

第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりである。

1 求職者支援規則の規定を受けて、本件各不支給決定当時の給付金の支給に係る出席要件の詳細については、求職者支援制度業務取扱要領(「求職者支援制度業務取扱要領」等の改正について(令和7年3月31日付け職発0331第13号、開発0331第9号厚生労働省職業安定局長・人材開発統括官連名通達)別添。同年4月1日施行。以下「求職者支援要領」という。)において規定されている。

実施日が特定されていない科目を含まない求職者支援訓練等の給付金の支給要件については、求職者支援要領10041(1)ホにおいて、求職者支援規則11条1項5号と同旨規定されている。

また、求職者支援要領10042(2)チにおいて、認定職業訓練等を受講しなかったことの「やむを得ない理由」については、「当該特定求職者本人の疾病又は負傷のため。」などと規定されており、求職者支援要領10042(2)リ(イ)から(ニ)までに示されている証明書類を必須の添付書類として求めて判断すると規定されている。

2 審査請求人が本件各支給単位期間において本件訓練を欠席した日は以下のとおりである。

(1) 本件支給単位期間1

ア 令和7年5月9日

第1回指定来所日に本件安定所に来所するため、4時限目及び5時限目

欠席（証明書有り）

- イ 同月 13 日から同月 15 日まで
体調不良のため各日 1 日欠席（証明書無し）
- ウ 同月 16 日
体調不良のため 1 日欠席（証明書有り）
- エ 同月 19 日
体調不良のため 1 時限目から 3 時限目まで欠席（証明書有り）
- オ 同月 20 日
体調不良のため 1 時限目欠席（証明書有り）

(2) 本件支給単位期間 2

- ア 令和 7 年 7 月 11 日
忘れ物を取りに自宅に戻ったため 1 時限目遅刻（証明書無し）
- イ 同月 16 日から同月 18 日まで
体調不良のため各日 1 日欠席（証明書無し）
- ウ 同月 28 日
寝坊のため 1 時限目遅刻（証明書無し）

3 本件各支給単位期間において、やむを得ない理由によることが証明できない欠席日があることから、やむを得ない理由以外で求職者支援訓練等を欠席し、全ての訓練実施日に出席していないと判断される。

やむを得ない理由以外での欠席（遅刻・欠課・早退）した場合（やむを得ない理由であって証明できない場合を含む。）、その支給単位期間に対する給付金が不支給になることは、「求職者支援制度・訓練受講のしおりー就職支援計画書の交付を受ける方へー」にも記載されており、やむを得ない理由以外の理由で訓練を欠席した場合や、やむを得ない理由であって証明できない場合に、給付金が不支給となることは審査請求人も事前に認識できたものである。

なお、処分庁は、本件支給単位期間 1 について、やむを得ない理由による欠席があったことから、出席率が 8 割未満になることを計算し、本件不支給決定 1 の通知書にその旨を記載している。しかし、やむを得ない理由以外で求職者支援訓練等を欠席し、全ての訓練実施日に出席していないことについても確認し、本件不支給決定 1 の通知書に記載していることから、処分庁の対応に問題があるものとは考えていない。

4 以上により、処分庁が行った本件各不支給決定は正当なものであり、本件

審査請求には理由がないため棄却すべきである。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件各不支給決定の違法性又は不当性について

- (1) 上記第1の2(3)のとおり、給付金の支給を受けるためには、認定職業訓練等の全ての実施日に当該認定職業訓練等を受講していることが原則として求められている(求職者支援規則11条1項5号本文)。

求職者支援制度は、訓練受講を通じて求職者を就職に結び付けていくことを目的とするものであり、また、訓練は、その期間中の一貫したプログラムに沿って実施されるものであって、これを全て受講することによってその成果が上がるものであることからすれば、全ての訓練に出席することが当然の前提とされているものと考えられる。そうすると、給付金の支給要件に定める「認定職業訓練等の全ての実施日に当該認定職業訓練等を受講していること」とは、全ての実施日についてプログラムの開始から終了まで受講することを厳格に要求する趣旨であると解される。

その上で、求職者支援規則11条1項5号ただし書によれば、やむを得ない理由により受講しなかった当該認定職業訓練等の実施日がある場合は、当該認定職業訓練等の実施日数に占める当該認定職業訓練等の受講日数の割合が100分の80以上であることをもって要件を満たすとされている。

これは、社会通念上「やむを得ない理由」によって欠席した場合にまで、全ての訓練実施日に出席していないとして給付金を不支給とすることは酷であることから、「やむを得ない理由」による欠席がある場合については、8割以上の出席をもって出席要件を満たすこととしたものである。

そして、厚生労働省が、求職者支援規則11条1項5号ただし書の「やむを得ない」理由につき、合理性があると認められる求職者支援要領(10042(2)チ)において、「(イ)当該特定求職者本人の疾病又は負傷のため。」等のほか、「(ヲ)上記(イ)～(ル)に準ずるものであって、社会通念上やむを得ないと認められる理由」を掲げていることに鑑みると、求職者支援要領に記載された具体的な理由は例示列举であり、「やむを得ない理由」に該当するか否かは、社会通念に照らし、列举された理由と同程度に、出席を求めることが酷であると考えられる理由か否かによ

って判断するのが相当である。

- (2) 本件支給単位期間1における訓練実施日数は17日(訓練実施日18日のうち、指定来所日に本件安定所に来所した日を除外)であるところ、審査請求人は、体調不良のため、令和7年5月13日から同月16日までの各日、同月19日の1時限目から3時限目まで及び同月20日の1時限目をそれぞれ欠席している。

求職者支援要領10042(2)チ(イ)は「やむを得ない理由」として、当該特定求職者本人の疾病又は負傷を掲げており、求職者支援要領10042(2)リ(イ)は、特定求職者本人の疾病又は負傷に係る証明は、①医師その他診療を担当した者又は担当医療機関関係者の証明書、②医療機関又は調剤薬局の領収書、③処方箋のいずれか一点により行うとしているところ、令和7年5月16日、19日及び20日の欠席については、審査請求人からお薬手帳に貼付された調剤ラベルが提出されたことから「やむを得ない理由」による欠席と認められる。これに対し、同月13日から15日までの欠席については、証明書類がないことから「やむを得ない理由」による欠席とは認められない。

よって、審査請求人は、本件支給単位期間1における認定職業訓練等の全ての実施日に当該認定職業訓練等を受講したとはいえない。

- (3) 本件支給単位期間2における訓練実施日数は21日であるところ、審査請求人は、忘れ物を取りに自宅に戻ったため、令和7年7月11日の1時限目を遅刻し、体調不良のため、同月16日から同月18日までの各日を1日欠席し、寝坊のため、同月28日の1時限目を遅刻している。

上記欠席(遅刻)のうち、忘れ物を取りに自宅に戻ったこと及び寝坊したことについては、社会通念上「やむを得ない理由」に該当するとは認められない。また、体調不良については、審査請求人から証明書類が提出されなかったことから「やむを得ない理由」による欠席とは認められない。

よって、審査請求人は、本件支給単位期間2における認定職業訓練等の全ての実施日に当該認定職業訓練等を受講したとはいえない。

- (4) したがって、審査請求人は、本件各支給単位期間において、給付金の支給に必要な求職者支援規則11条1項5号の要件を満たしていない。

3 付言

- (1) 本件不支給決定1の通知書には、支給しない理由の一つとして、「8割未満の出席率」と記載されているが、上記2(2)のとおり、そもそも、

本件支給単位期間1における審査請求人の欠席の一部は、やむを得ない理由によるものとは認められないのであるから、当該通知書の上記の記載は不要であり、相当とはいえない。

上記のような理由の記載となったのは、求職者支援規則11条1項5号及び求職者支援要領について処分庁の理解が十分でなかったことが原因であると推測されるため、審査庁は、処分庁に対し研修を行うなど、再発防止策を検討すべきである。

なお、令和7年度答申第55号においても同様の付言をしている。

- (2) 本件各不支給決定の各通知書には、「やむを得ない理由以外で求職者支援訓練等を欠席し、全ての実施日に出席していなかったため」と記載されているところ、本件各支給単位期間における欠席は複数あり、また、やむを得ない理由による欠席もあるのであるから、いずれの日の欠席がやむを得ない理由以外の欠席であったかを根拠法条とともに示すべきである。理由の記載方法として改善が求められる。

4 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	田	澤	奈	津	子
委	員	下	井	康	史	
委	員	羽	田	淳	一	